

事業主各位

(公財) 岩手労働基準協会宮古支部

## ガス溶接技能講習会開催のご案内

この講習は、岩手労働局長登録教習(機関48-1254)として、労働安全衛生法に基づいて実施するものです。

ガス溶接(可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属溶接、溶断又は加熱の業務)に就くときは、この講習の修了証を有する者でなければ就業できないことになっております。この講習を受講し、試験に合格した方に『修了証』を交付いたします。

つきましては、ガス溶接技能講習を下記日程により開催致しますので、ご案内申し上げます。

## 記

日	時	学科	令和4年8月4日(木)	9:00~17:00 (受付8:30)
			令和4年8月5日(金)	9:00~10:00
		実技	令和4年8月5日(金)	10:00~15:55

会場 岩手県立宮古高等技術専門学校 (宮古市松山8-29-3)

受講資格 18歳以上の方 (18歳未満で受講の方は、18歳より修了証が有効となります。)

受講料 12,430円 (消費税10%込) (受講料11,550円 テキスト代880円)

修了試験 **実技終了後に学科科目について修了試験を行います。**

申込締切日 **7月21日(木)** ただし先着**30名**に達し次第締切らせていただきます。  
締切日までに受講料のお支払いがない場合、申込みが取消されることがありますのでご注意ください。

申込者が少ない時は開催を中止する場合があります。

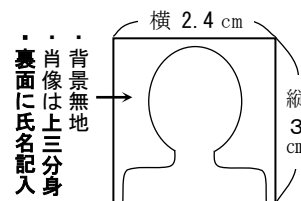
申込方法 「受講申込書」により**受講料・テキスト代・写真1枚**(右図参照。鮮明なもの)を添えてお申し込み下さい。

〒027-0038 宮古市小山田2-9-5 TEL 0193-62-4906 FAX 0193-62-4906

※ 銀行送金の場合は、**締切日までに**下記口座へお振込み下さい。お振込手数料はご負担願います。

岩手銀行宮古中央支店(普) 0049490

(公財) 岩手労働基準協会宮古支部



キャンセルの取扱 ※締切日以降のキャンセル・欠席については受講料のお返しはできません。

## カリキュラム

1日目	2日目
8:50~9:00	9:00~10:00
9:00~12:05	10:05~15:55
12:55~17:00	16:00~17:00
オリエンテーション	関係法令
可燃性ガス及び酸素に関する知識	実技(設備の取扱い)
設備の構造及び取扱の方法に関する知識	学科試験

※ 集合時間は厳守して下さい。遅刻、早退、欠席の場合は受講修了と認められませんのでご注意下さい。

## その他

- 筆記用具を必ずご持参下さい(試験時は、鉛筆・消しゴム)
- 実技講習には着帽等服装を整えて下さい。
- 当協会では、受講者を対象とした「講習等災害補償保険」に加入しています。
- 雇用調整助成金受給事業所は、教育訓練の対象になることがあります。
- 受講票及び確認書を持参下さい。

【お願い】 講習会場は教育設備の一部を借用して実施されます。受講される皆さんは、教育施設のルールに従い良識ある行動をお願い致します。

# ガス溶接技能講習 受講申込書

No. \_\_\_\_\_

学科 令和4年8月4日(木)～5日(金)  
実技 令和4年8月5日(金)

\*協会使用欄  
実施管理者

ふりがな			
氏名		生年月日	昭和 平成
	併記を希望する場合の旧姓又は通称		年 月 日
現住所	(番地まで詳しくご記入下さい) 〒	TEL ( ) ( ) ( )	

(※個人受講者は、記入の必要はありません)

勤務地	所在地	〒	TEL ( ) ( ) ( )
	事業場名 代表者名		担当者名 内線 ( )
※該当箇所に○印 をお付け下さい。	(公財)岩手労働基準協会会員の有無	会 員	非会員
	受講票送付希望先	勤務先	自宅
			月 日

年 月 日

受講者名(本人自署) \_\_\_\_\_  
当日連絡できる電話番号( - - )

公益財団法人 岩手労働基準協会会長 殿

〈記入に際しての注意事項

- 1)氏名、生年月日、現住所欄には、誤りのないようはつきり、丁寧にご記入下さい。(鉛筆書き不可)
- 2)忘れずに**担当者名**をご記入下さい。
- 3)申込書に記入された個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、修了証の発行・受講に必要な事項の確認や連絡、及び、お客様にとって有益と思われる情報の提供等の目的以外で使用することはありません。
- 4)氏名の欄は、旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望する場合には、併記を希望する氏名又は通称を記入してください。(旧姓を使用した氏名の場合:戸籍謄本のほか、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等の証明書により確認すること。通称の場合:住民票又はそれに類する証明書により確認すること。)

受付印